考査課（東京国税局に限る。）
会計課
企画課
厚生課
情報システム課（大阪国税局を除く。）
情報システム第一課（大阪国税局に限る。）
情報システム第二課（大阪国税局に限る。）
税務相談室（関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局に限る。）
国税広報広聴室

２　［略］

３　統括国税管理官及び情報処理管理官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	統括国税管理官	情報処理管理官
札幌国税局	二人	－
仙台国税局	三人	－
関東信越国税局	三人	－
東京国税局	十四人	二人
金沢国税局	二人	－
名古屋国税局	六人	－
大阪国税局	七人	三人
広島国税局	三人	－
高松国税局	二人	－
福岡国税局	三人	－
熊本国税局	一人	－
合　計	四十六人	五人

（情報システム課、情報システム第一課及び情報システム第二課の所掌事務）

第四百六十一条　［略］

２　情報システム第一課及び情報システム第二課を置く場合においては、それぞれの課は、国税庁長官の定めるところにより、前項に規定する事務を分掌する。

（税務相談官）

第四百六十六条　総務部を通じて税務相談官五百六十六人以内を置く。

２　［略］

考査課（東京国税局に限る。）
会計課
企画課
厚生課
情報システム課（東京国税局及び大阪国税局を除く。）
情報システム第一課（東京国税局及び大阪国税局に限る。）
情報システム第二課（東京国税局及び大阪国税局に限る。）
情報システム第三課（東京国税局に限る。）
税務相談室（関東信越国税局、東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局に限る。）
国税広報広聴室

２　［同上］

３　統括国税管理官及び情報処理管理官の国税局別定数は、次のとおりとする。

名称	統括国税管理官	情報処理管理官
札幌国税局	二人	－
仙台国税局	三人	－
関東信越国税局	三人	－
東京国税局	八人	十人
金沢国税局	一人	－
名古屋国税局	四人	－
大阪国税局	三人	三人
広島国税局	二人	－
高松国税局	一人	－
福岡国税局	二人	－
熊本国税局	一人	－
合　計	三十人	十三人

（情報システム課、情報システム第一課、情報システム第二課及び情報システム第三課の所掌事務）

第四百六十一条　［同上］

２　情報システム第一課、情報システム第二課及び情報システム第三課を置く場合においては、それぞれの課は、国税庁長官の定めるところにより、前項に規定する事務を分掌する。

（税務相談官）

第四百六十六条　総務部を通じて税務相談官五百七十三人以内を置く。

２　［同上］